

第 1 5 8 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 5 3 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 5 1 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 6 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏
- 7 傍聴者 0 名
- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (7) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 1番 秋山 幸江 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第158回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。1番 秋山委員, 17番 和田委員にお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長

議案の訂正があります。

本日お配りした正誤表をご覧ください。

1ページ7番は, 3月4日付で取下げになっております。

1ページ10番は, 10a当りの価格の訂正があります。

議長

それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

1ページ1番と2番は受人が同一のため, まとめて説明します。

受人は尾上に事務所を置き約2.3haの農地を耕作する農地所有適格法人で, 借入地の取得により尾上の田を取得しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと, 取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は玉柏に居住し, 約10aの農地を耕作する農業者で, 増反及び借入地の取得により玉柏の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番と5番は受人が同一のため, まとめて説明します。

受人は芳賀に居住し約1.8haの農地を耕作する農業者で, 受贈により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 受人は大窪に居住し約3.4haの農地を耕作する農業者で, 増反により横尾の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番は取下げです。

8番, 受人は問屋町に居住し約21aの農地を耕作する農業者で, 増反により矢坂西町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番, 受人は田中に居住し約13aの農地を耕作する農業者で, 受贈により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係

等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番, 受人は奉還町三丁目に居住し, 新規農により福谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ11番, 受人は芳賀に居住し, 約19aの農地を耕作する農業者で, 増反により富吉の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番, 3月1日に受人から口頭にて取下げの申し出がありましたが, これまでに取下げ書の提出がなかったため, 地区協議会では保留意見となっています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で, 取下げの7番を除く1番から12番までの11件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 12番を保留意見, 残る10件をいずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ13番, 受人は南区藤田に居住し, 世帯で約63aの農地を耕作する農業者で, 増反により平野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番, 受人は大井に居住し, 世帯で約1.4haの農地を耕作する農業者で, 増反により大井の畑の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番, 16番は同時申請で交換のため, まとめて説明します。

15番, 受人は東花尻に居住し, 世帯で約1haの農地を耕作する農業者で, 交換により東花尻の田を取得しようとするものです。

16番, 受人は中区乙多見に居住し, 世帯で約1.9haの農地を耕作する農業者で, 交換により東花尻の田を取得しようとするものです。

令和5年2月議案で, 同一申請人, 同一農地で交換の3条申請がありましたが, 16番の受人は全部効率利用要件を満たしておらず, 不許可となりました。

16番の受人の所有農地について, 事務局で令和6年2月27日に現地調査を実施したところ, 東花尻の3筆及び南区古新田の3筆については, 農地を全面的に利用して耕作をしているとは言い難い状況であり, 昨年の処分時から状況の改善は確認できませんでした。

よって, 本件は農地法第3条第2項第1号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」の不許可事由に該当すると判断され, 地区協議会では不許可意見となっています。

また、同時申請の15番については、交換が成立しないため、地区協議会では保留意見となっています。

17番、受人は吉備中央町に居住し、新規農により粟井の畑を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から粟井の中古住宅を購入しており、令和6年3月頃に転居予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は足守に居住し、世帯で約96aの農地を耕作する農業者で、経営移譲により足守の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、13番から18番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、15番を保留意見、16番を不許可意見、残る4件をいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ19番、受人は中区国富に居住し、約55a耕作する農業兼会社役員で、受贈により御津伊田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ20番、受人は御津紙工に居住し、約73a耕作する農業者で、増反により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番及び4ページ28番は受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は建部町品田に居住し、約3.1ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は建部町品田に居住し、約60a耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は建部町品田に居住し、約16a耕作する農業者で、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は建部町品田に居住し、約1.1ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番及び4ページ30番は受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は建部町品田に居住し、約43a耕作する農業者で、増反により建部町品田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は建部町品田に居住し、約44a耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は建部町品田に居住し、約62a耕作する農業者で、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ29番、受人は建部町品田に居住し、約38a耕作する農業者で、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、19番から30番までの12件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 4ページ31番、受人は中区赤田に居住する県議会議員で、新規農により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番、受人は藤田に居住し、世帯で約51aの農地を耕作する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番、受人は郡に居住する者で、新規農により郡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番、受人は東区宍甘に居住し、約53aの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により小串の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5ページ35番、受人は宮浦に居住し、約2aの農地を耕作する会社員兼農

業者で、増反により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

36番、3月1日に受人から口頭にて取下げの申し出がありましたが、これまでに取下げ書の提出がなかったため、地区協議会では保留意見となっています。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、31番から36番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、36番を保留意見、残る5件をいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)は、取下げの7番を除く1番から36番までの35件については、12番、15番、36番の3件を保留、16番の1件を不許可、残る31件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ1番、転用目的は営農型太陽光発電設備設置の一時転用申請です。一時転用期間が令和3年3月18日から令和6年3月17日までのものを更新するもので、一時転用期間は許可日から3年間です。

営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては、支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。

申請地は1種農地です。栽培作物は榊で、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準を満たしており、収量はまだ出ていませんが、生育状況は順調と判断されます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)の1番の1件については、許可と決定してよろしいか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

7 ページ 1 番, 本件は令和 5 年 3 月 3 0 日付公告の農振除外済案件で, 転用目的はデイサービス等複合施設の駐車場です。

申請人は倉敷市茶屋町に本店を置き, 福祉事業を主な事業とする法人です。令和 3 年 5 月に農地法第 5 条転用許可を受けた老人デイサービスセンター等施設ですが, 施設の規模に対して駐車場が狭く, 利用者にとって不便になってきたため, 申請地に賃借権を設定し, 既存非農地と一体利用しデイサービス等複合施設の駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積については, 3, 0 0 0 m²を超えていますが, 利用計画から妥当と判断されます。また被害防除計画等, その他の一般基準上も問題ないと考えます。

2 番, 転用目的を是正による露天資材置場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から 3 年間です。

申請人は, 高柳西町に事務所を置き, 電気工事業を行う法人で, 交通の便が良く資材の運搬に最適な申請地に賃貸借権を設定し転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが, 一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され, 例外的に許可が可能で。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

3 番, 転用目的は露天資材置場です。

申請人は申請地の近隣で鉄スクラップ回収・卸売業を営んでおり, 資材を保管する場所が多く必要となるため申請地の所有権を移転し, 露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

4 番, 転用目的は露天駐車場で, 現在一時転用中です。

申請人は北区大窪に本店を置き, 地質調査業を主な事業とする法人です。申請地は令和 3 年 2 月 1 8 日付の許可を受け申請地に賃借権を設定し, 不足する露天駐車場の用地として 3 年間使用していましたが, 引き続き使用するため, 申請地の賃貸借権を設定し, 永久転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

5 番から 7 番までは同時申請のため, まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

申請人らは高柳西町の借家に申請人ら 2 人で生活しており, 家財道具が増え手狭になったことから, 申請人(夫)の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築するものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

8 ページ 8 番，転用目的を露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。

申請人である町内会の世帯人数が増加し，町内にある施設の利用に際して駐車場が不足しているため，申請地に使用貸借権を設定し，露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

9番，転用目的は露天駐車場です。

申請人の所有している車両が増え，自宅での駐車スペースが不足したため，申請地の所有権を移転し，露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

丹原委員 中・中央地区協議会で，1番から9番までの9件について協議したところ，事務局の説明のとおりで，いずれも許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 8ページ10番，本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で，転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人は高松原古才の借家に家族4人で生活していますが，家財道具が増え手狭となったことから，実家に近く，農業の手伝いの面でも都合の良い，妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し，自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha以上の1種農地と判断されますが，集落に接続した住宅であり，妻の父の所有地で代替地がないことから，例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

11番，本件は令和5年3月30日付公告の農振除外済案件で，転用目的は一時転用後の永久転用による露天駐車場です。

申請人は足守で保育園を運営する法人です。足守もみの木保育園の開園に伴い，送迎時の保護者用の駐車場が不足していたため，保育園に隣接している申請地に賃貸借権を設定し露天駐車場に転用したもので，引き続き使用する必要があり，永久転用許可を受けるものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

12番，本件は令和5年9月20日付の農振除外済案件で，転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人は撫川の借家に家族5人で生活していますが，家財道具が増え手狭となっ

たことから、実家に近い、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から15番までは同時申請のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

13番、申請人は庭瀬の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は花尻ききょう町の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は田中の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、10番から15番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 9ページ16番、転用目的は共同住宅です。

受人は中区兼基に居住する会社員です。近隣に比較的住宅が多く、新築住宅も増えてきており、入居者の需要が見込まれる申請地を所有権移転し、共同住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、水管・下水道管理設の沿道で半径500m以内に小学校及び中学校が存在する3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、16番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 9ページ17番、本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、

転用目的は露天駐車場・露天資材置場（敷地拡張）です。

申請人は小串に事務所を置き、堆肥の製造・販売業等を営む法人ですが、近年取り扱う資材の量が増加してきており、更なる資材置場が必要となっております。そのため、現在使用している露天駐車場及び露天資材置場に隣接する申請地の所有権を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続しており、事務所近隣で他に代替地もないため、例外的に許可が可能と見られます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番から23番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

18番、申請人は北区庭瀬の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人らは北区平田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は倉敷市林の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は妹尾の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現居住地に近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は総社市井尻野の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ23番、申請人は中区長岡の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、福田地域センターから半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は分家住宅です。

申請人は彦崎の借家に、申請人ら夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、今後両親の農業を引き継ぐために、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番と26番は同時申請のため、まとめて説明します。

25番、転用目的は露天資材置場・露天駐車場です。

申請人は浦安南町に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、現在使用して

いる従業員用駐車場及び資材置場のスペースが不足してきており、更なる駐車場及び資材置場が必要になってきております。そのため、現在使用している露天駐車場及び露天資材置場に近い申請地の所有権を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。

26番、転用目的は貸露天駐車場です。

申請人は25番の申請人である法人の代表取締役ですが、25番と同じく従業員用の駐車場が不足しているため、申請地の所有権を取得し、従業員用の貸露天駐車場として転用するものです。なお、法人及び代表者個人名義で転用するのは税制面の観点からです。

農地区分は、南区役所から半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は倉敷市茶屋町早沖の妻の実家に夫婦、子ども、妻の両親とで生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には妻の両親が住み続けます。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、17番から27番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)1番から27番までの27件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、1番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、3月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 11ページ1番、令和5年12月12日付けで露天駐車場、露天資材置場を目的に許可となった案件です。

転用者は新庄下に事務所を置き建設業を営む法人です。申請地は以前から休耕畑であり、土地造成工事を行わずに露天駐車場、露天資材置場として利用する予定でした。しかし、重機等の車両が出入りする際にあたり、近隣への土埃の影響についても配慮すべきとの考えに至り、当初申請地の一部にアスファルト舗装工事を計画しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、
農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 それでは申請等(4)については、北・吉備地区の1件を承認と決定してよろ
しいですか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

次に申請等(5)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について審
議します。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 12ページ1番、賃貸借契約の解約の許可申請です。これまで耕作を続けてき
た賃借人の相続人から、高齢のため解約したいと申し出がありました。相続人
の1人と連絡が取れないため、申請となったものです。

現在相続人8名の内、居所不明の1名について調査を行っているところです。

今後、引き続き調査等を行う必要があるため、地区協議会では保留意見となっ
ております。

議長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見があります
か。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(5)については、中・中央地区の1件を保留と決定してよろ
しいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(6)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移
転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 13ページ中・中央地区1番から15ページ南区1番までの3件です。

これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれ
も財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっ
ています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(6)農用地利用集積計画の決定については、原案のと
おり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐 16ページ1番から21ページ20番までの20件で、2番及び3番は相続による賃借権取得で、残る18件はすべて相続による所有権取得です。あつせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（7）については、20件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、22ページ1番から4番までの4件で、転用目的は分譲住宅地2件、共同住宅等2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、23ページ1番から10番までの10件で、転用目的は、公衆用道路1件、宅地拡張1件、自己住宅1件、長屋住宅1件、住宅地等3件、敷地拡張（是正）1件、露天駐車場・資材置場2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、24ページ1番から25ページ15番までの15件で、解約理由は耕作目的13件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、27ページ1番から3番までの3件で、内容は、農業用車両置場2件、農業用通路1件です。

報告（5）農地改良届については、28ページ1番から5番までの5件で、内容は普通野菜畑2件、育苗圃3件です。

議長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全議員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（4月18日（木）岡山市勤労者福祉センター5階第3会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時51分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員